

回覧

※学校内での回覧に
ご使用ください。

学校安全ナビ

保護者と医療機関への説明資料について...p.1

特集

学校における事故防止のための資料等の活用報告
～学校法人田中学園八潮ちくみ幼稚園(埼玉県)～...p.4

報告

2019年度スポーツ庁委託事業
学校における体育活動での事故防止対策推進事業～取組と成果～...p.5

重要

災害共済給付のお知らせ...p.7

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応について
- ・海外研修、海外実習などの給付上の取扱いについて

39
令和2年6月号



設置者へのお願い

「保護者への説明文」について

1 ページに掲載している説明文例①の  部分は、医療費助成制度について記載しています。医療費助成制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)への問合せが多い内容ですが、自治体により取扱いが異なるため、当該自治体の災害共済給付の取扱いを確認したうえで、管内の学校・保育所等に周知していただきますようお願いいたします。

説明文例の掲載例 1 ページの説明文例①の 部分

ケース1 自治体が医療費助成制度との併用を認めている場合

医療費助成制度を利用した場合は、申請用紙の下段に証明をするようお願いします。給付金は調整(自己負担額+医療費総額の1割)されます。

(以下、償還方式の場合)

なお、医療機関の窓口での負担額は、保険診療の医療費総額の3割ですが、医療費助成制度による自己負担額との差額が後日返還されます。

ケース2 自治体が医療費助成制度との併用を認めていない場合

学校の管理下の災害による受診は、医療費助成制度の対象とはなりません。ただし、医療費の総額が5,000円(自己負担額が1,500円)未満の場合は、災害共済給付制度の対象とならないため、医療費助成制度を利用してください。

※災害共済給付制度は、医療費助成制度を利用している場合、自己負担額+医療費総額の1割の給付を行いますが、自治体の条例等により、災害共済給付制度の対象となる医療費が医療費助成制度の対象とならない場合があるため説明文例として掲載しています。

ケース3 国立・私立学校など児童生徒等が複数の自治体から通学しており、一律の取扱いが記載できない場合

医療費助成制度については、各自治体により取扱いが定められています。お住まいの自治体の取扱いに応じて、「医療等の状況」等の申請用紙の下段に証明するようお願いします。



保護者向けに申請の手続き方法や給付を受けるまでの流れを掲載したチラシを作成しています。保護者へ「医療等の状況」等をお渡しする際に併せて本チラシもお渡しください。本チラシは、学校安全Webの「様式ダウンロード」のページからダウンロードできます。

保護者向けチラシ

「学校(園)又は通学(園)中にケガをした時の手続き方法」➡



② 「医療等の状況」（医療機関用・柔道整復師用）と「調剤報酬明細書」の記入方法

次の3つの様式の記入方法を作成しました。各様式の裏面に印刷できるように、学校安全Webの「様式ダウンロード」のページに掲載していますので、両面印刷をして保護者へお渡しください。

様式名	様式番号	証明機関
医療等の状況	別紙3(1)	病院、診療所、歯科医院
医療等の状況	別紙3(3)	柔道整復師（接骨院など）、あん摩・マッサージ・指圧師
調剤報酬明細書	別紙3(7)	保険薬局

医療等の状況 別紙3(1)の場合

表面

別紙3(1)

医療等の状況

学校（保育所等）記入欄
立 学校（園）
平成 年 月 日
令和

被災児童生徒等	氏名	男	女	平成
傷病名	(1)			
	(2)			
	(3)			
診療開始日	(1) 平成・令和 年 月 日	診療実日		
	(2) 平成・令和 年 月 日			
	(3) 平成・令和 年 月 日			
診療請求点数	外来に係る療養	入院に係る療養	入院に係る食事療養標準負担額	合計
報点	十 万 万 千 百 十 一	日 数	日 数	日 数
酬数		日 間	日 間	日 間

上記のとおりです。
令和 年 月 日
医療機関所在地及び名称
氏名

※ 決 定

外来に係る療養分	10円×	点
入院に係る療養分	10円×	点
入院に係る食事療養標準負担額		点
合 計		点

(注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者に使用すること。
2 病院又は診療所における医師の療養と歯科の療養は、それぞれ
3 入院に係る食事療養標準負担額は、食事をとった日数の合計すること。
4 ※印は、記入しないこと。
5 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

【お願い】上記証明においてご協力ください。(※)

記入者*	公費負担医療制度*
保護者	利用している医療機関
学校(園)	組合社その他に記入
救護者	自己負担額
医療機関	(公費負担医療制度を利用している)

裏面

【保護者のみなさまへ】
医療機関を受診した場合は、本用紙に証明していただけてください。
・災害共済給付制度は、学校・保育所等の管理下で発生する災害に対して給付を行い、教育活動の円滑な実施に資することを目的として設立された公的な互助共済制度です。請求に必要な「医療等の状況」等は、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。医療機関等に証明していただくにあたっては、用紙を持参してもその場で書いていただけない場合もありますことをご承知ください。
・受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなりますので、速やかに学校・保育所等に提出してください。

「医療等の状況」の記入方法

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付業務にご協力をいただき、ありがとうございます。
医療費等の証明に当たっては、以下の記入例に基づきご対応いただけますようお願い申し上げます。

- ①医療保険の療養（院内処方を含む。）について、証明をお願いします。
- ②療養月ごとに記入してください。
- ③総医療費（10割分の点数）を記入してください。

この枠内の記入をお願いします。

療養月を記入してください。

・学校の管理下での災害による傷病名のみ記入してください。
・傷病部位を記入してください。
例) 2111 歯牙破折

入院・外来の合計を記入してください。

治療が継続している場合は、記入の必要はありません。

保険外診療や学校の管理下と関係のない傷病（むし歯など）の点数を除いて記入してください。

食事療養標準負担額を記入してください。（課税世帯で、1日3食で3日間入院する場合は、460円×3食×3日=4,140円となります。）

証明日・医療機関所在地及び名称・氏名の記入、◎をお願いします。

公費負担医療制度の利用の記入について、ご協力いただける場合は、よろしく申し上げます。

【注意】この用紙は、災害共済給付業務に利用していただくための用紙です。他の用紙と間違えないようご注意ください。

証明いただいた傷病名が、学校・保育所等の管理下の災害以外によるものと考えられる場合や傷病名と因果関係が判然としない場合などは、証明内容を確認をさせていただく場合があります。その場合は、傷病名欄余白等に記入していただくようお願いいたします。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター
学校安全Webホームページ：<https://www.jpnssport.go.jp/enzen/> に詳細を掲載しています。



JAPAN SPORT COUNCIL

*学校安全Webの「様式ダウンロード」のページ：
<https://www.jpnssport.go.jp/enzen/saigai/download/tabid/81/Default.aspx>

学校における事故防止のための資料等の活用報告 ～学校法人田中学園八潮ちくみ幼稚園(埼玉県)～

学校法人田中学園八潮ちくみ幼稚園の水泳教室の勉強会で、JSCが作成した映像資料(DVD)「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」を活用したとの連絡を頂きました。事故防止情報の活用方法等のお話を伺いましたので、ご紹介します。



<青木理事長>



<毎朝のマラソンの様子>



<水泳教室での指導の様子>

当園は、運動に力を入れており、体ほぐしや体をつくる運動を行うことによって、園児の運動能力を向上させることでけがが起こりにくい体になるのではないかと考えています。

水泳時の事故防止の勉強会用に、映像での資料がないか探していたところ、JSCの映像資料(DVD)の「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」を知りました。とても良い内容なので、すぐに水泳教室のコーチに視聴してもらい、研修に利用しました。

園の要望として「心肺蘇生手順の幼児用」が欲しいです。



■「水泳の事故防止」視聴後の感想



水泳の事故について分かりやすくまとめられており、改めて危機感を持って指導に取り組んでいこうと思いました。



<職員研修の様子>

■職員研修で使用した映像資料 (DVD)



◆水泳・歯と口の事故防止◆ (収録内容)

- 1 水泳の事故防止(8分17秒)
～プールへの飛び込み事故を中心に～
- 2 スポーツ活動中の歯・口のけがの防止と
応急処置(6分43秒)



学校現場での取組
(事故防止対策)
全国の学校現場等での
具体的な事故防止の取組を
紹介しています。

上記で紹介させていただいた学校現場の取材の全容は、学校安全Web内コンテンツ「学校現場での取組」(事故防止対策)の東京地域内ページ「第88号『映像資料(DVD)』等活用事例報告～学校法人田中学園八潮ちくみ幼稚園～」に掲載しております。

JSCが提供する資料を活用されている学校(園)等の皆様、ぜひ、学校安全Webでご紹介させていただきますので各地域事務所にご一報ください。お待ちしております。

学校における体育活動での事故防止対策推進事業 ～取組と成果～

本事業は2019年度で6年目を迎え、学校体育活動中における事故防止の意識啓発と更なる取組の充実に資することを目的に、近年発生した重大事事例の発生原因、背景及び再発防止のために留意すべき点や方策について、医療関係者・大学・スポーツ関係者等と連携して調査・研究・分析を行うとともに、それらの情報を関係者間で共有し、学校現場に必要な事故防止の取組や相互連携について研究協議等を行いました。

■セミナー「学校でのスポーツ事故を防ぐために」

全国13箇所(福島会場は台風により中止)で開催し、合計1,937名にご参加いただきました。参加者アンケートでは、「事前質問にもしっかり答えていただき嬉しかった。参考にしたい。」「知らない事が多くあり、大変勉強になった。学校現場にはもっと刺激と知識が必要である。」などの意見をいただき、好評のうちに終了しました。

〈開催内容〉 事業概要説明、パネルディスカッション、意見交換

- ▶ 医師、弁護士、大学教授をはじめ多彩な講師陣による発表、参加者との意見交換を行いました。
- ▶ 実技講習会では、運動会等で指導に当たる方々を対象に実技指導を行いました。

〈セミナーの様子〉



■事業成果物（全国の教育委員会等に配布）

①成果報告書（A4判、352ページ）



セミナーにおけるパネリスト発表要旨と各セミナー会場での質疑応答、体育活動中における球技での事故の傾向及び事故防止対策について、本事業の総括をまとめました。

②「体育活動中における球技での事故の傾向及び事故防止対策」調査研究報告書

(A4判、34ページ)



バスケットボール、サッカー・フットサル、バレーボール、野球(含軟式)、ラグビーの5種目における事故防止の留意点等をまとめました。(高等学校等に配布)

ダウンロード方法

● URL ● <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/> **学校安全Web**



スポーツ庁委託事業
詳細はこちらから！



その他お役立ちコンテンツを随時更新していきますので、ぜひご覧ください！

各年度の取組や成果物
見るができます！

【日本スポーツ振興センター学校安全部地域担当窓口一覧】

部署名	FAX番号	担当地域（問合せ先電話番号）	住所
仙台給付課	022-264-7633	北海道・青森・岩手（022-716-2107）	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉1丁目5番15号 日本生命仙台勾当台南ビル8階
		宮城・秋田・山形・福島（022-716-2108）	
給付第二課	03-5410-9136	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉（03-5410-9162）	〒107-0061 東京都港区北青山2丁目8番35号
		東京・神奈川・新潟・山梨・長野（03-5410-9163）	
名古屋給付課	052-562-0688	福井・愛知・三重（052-533-7822）	〒450-0001 愛知県名古屋市中村区那古野1丁目47番1号 名古屋国際センタービル16階
		富山・石川・岐阜・静岡（052-533-7823）	
大阪給付課	06-6456-3666	大阪・奈良・和歌山（06-6456-3602）	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4号 大阪駅前第4ビル7階
		滋賀・京都・兵庫（06-6456-3603）	
広島給付課	082-222-2827	鳥取・島根・岡山・広島・山口（082-511-2956）	〒730-0011 広島県広島市中区基町9番32号 広島市水道局基町庁舎10階
		徳島・香川・愛媛・高知（082-511-2957）	
福岡給付課	092-771-7763	福岡・鹿児島・沖縄（092-738-8725）	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神4丁目8番10号 都久志会館5階
		佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎（092-738-8726）	

【重要】災害共済給付のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策に伴う対応について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、災害共済給付業務にも様々な影響が予想されます。

【契約業務】(名簿更新等)

契約締結期限及び掛金の支払期限は、通常5月31日までとなっていましたが、この情勢を鑑み、令和2年度の契約締結期限及び支払期限については、やむを得ない理由がある場合に限り延長を行うこととなりました。

【支払業務】

支払業務については、通常の支払い日より遅れが生じる場合がございます。

なお、最新の情報については、適宜、JSCホームページ学校安全Webに掲載いたします。

災害共済給付における海外研修、海外実習などの給付上の取扱いについて

災害共済給付に係る海外研修、海外実習等については、近年のグローバルな人材育成を推進していく国の方針等の動向を踏まえ、中学生以下の児童生徒等も新たに給付対象とする改正を行い、令和2年4月1日から適用することとしました。

1 改正内容

- 中学生以下の児童生徒等まで給付の対象を拡大。
- 学校の管理下となるか否かの判定について、基準を明示。

「学校の管理下」となるか否かの判定は、国内で実施される研修等と同様であること(実施に当たって国内と同様の旅行経路、交通機関、現地の状況等についての現地調査の実施、引率体制等の充実、万一の事故発生等緊急時の連絡体制及び医療体制等の点検等がなされ、安全に十分に配慮されているなど、安全管理体制が整備されていること)。

2 改正理由

高校生については、海外への修学旅行の事例が増えてきたことを受け、昭和61年度から海外への修学旅行中の事故について給付対象としたところであり、さらに平成15年度から海外研修中の事故についても給付対象としたところです。

近年のグローバルな人材育成を推進していく国の方針等の動向を踏まえ、中学生以下の児童生徒等も給付対象とする改正を行いました。

3 適用関係

令和2年4月1日以降に発生した災害について適用。